

# 更新時講習等に関する業務（更新時講習業務及び特定任意講習業務） の資格認定基準

## 第1 目的

この基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第11号に規定する免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習（以下「更新時講習」という。）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の6第2号に規定する国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習（以下「特定任意講習」という。）の受託法人の選定に必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

## 第2 資格認定の申請等

更新時講習業務及び特定任意講習業務（以下「更新時講習等」という。）の委託を受けようとする法人には、別記様式第1「更新時講習等業務の受託資格認定申請書」、別記様式第2「誓約書」及び必要に応じ、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- 1 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- 2 役員の名簿及び住所を記載した名簿
- 3 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）
- 4 委託する更新時講習等業務に従事する者の経歴を記載した書面のほか、その者が当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面
- 5 更新時講習等業務を行う組織の概要（組織体制及び指導員数等）を記載した書面
- 6 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

## 第3 公安委員会の資格認定

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定により石川県公安委員会が、更新時講習等業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人として認定する場合における当該認定は、別紙「更新時講習等業務委託資格認定基準」のほか次に掲げる要件を審査して行うものとする。

- 1 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、次に掲げるいずれかに該当する者のいない法人

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
  - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 2 更新時講習等業務を行うため必要な能力を有する者が置かれている法人
  - 3 更新時講習等業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織及び経理的基礎を有する法人

#### 第4 資格認定の通知

更新時講習等業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めたときは、その法人に対し別記様式第3「更新時講習等業務の受託資格認定通知書」を交付するものとする。

#### 第5 資格認定の取消し

資格認定を受けた法人が次の事項のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- 1 第3の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- 2 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- 3 更新時講習等業務を行うのに不適格と思われる事項を認めたとき。

別記様式第1

更新時講習等業務の受託資格認定申請書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地  
 名 称  
 代 表 者 の 氏 名 印

更新時講習等業務の受託資格の認定を申請します。  
 なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所 の所在地	電話 ( ) -
法人の種類	1 株式会社      2 有限会社      3 一般財団法人 4 一般社団法人      5 その他 ( )
(ふりがな) 代表者氏名	

申請者は、下欄には記載しないこと。			
受理年月日	年 月 日	受理番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 従事者の経歴を記載した書面その他能力を証する書面 <input type="checkbox"/> 組織の概要を記載した書面 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表		
備考			

別記様式第2

誓 約 書

当法人は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、次に掲げるいずれかに該当する者のある法人

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

石川県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

印

別記様式第3

更新時講習等業務の受託資格認定通知書

年 月 日

殿

石川県公安委員会

更新時講習等業務の受託資格の審査をした結果、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する更新時講習等業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人と認められたので通知する。

更新時講習等業務委託資格認定基準

要 件	確 認 書 類																										
<p>1 法人等の設立目的 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款若しくは寄附行為</li> <li>・ 登記事項証明書</li> <li>・ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）</li> </ul>																										
<p>2 更新時講習等の実施に必要な組織、設備及び能力</p> <p>(1) 組織</p> <p>ア 石川県内に本店、支店等（以下「事務所等」という。）を有すること。</p> <p>イ 更新時講習等を実施するため、業務管理、講習指導員の指導及び監督等を行う体制がとれること。</p> <p>ウ 次の講習場所に必要人数の講習指導員を配置できること。</p> <table border="1" data-bbox="288 1003 799 1485"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="288 1003 799 1122">石川県運転免許センター (能美署、白山署鶴来庁舎含む。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1122 488 1205">加賀地区</td> <td data-bbox="488 1122 799 1205">大聖寺署、小松署</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1205 488 1288">中能登地区</td> <td data-bbox="488 1205 799 1288">羽咋署、七尾署</td> </tr> <tr> <td data-bbox="288 1288 488 1485">奥能登地区</td> <td data-bbox="488 1288 799 1485">輪島署 輪島署穴水庁舎 珠洲署 珠洲署能登庁舎</td> </tr> </table> <p>エ 講習実施日 (年末年始休日及び祝日を除く。)</p> <p>○ 石川県運転免許センター</p> <table border="1" data-bbox="320 1653 898 2085"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 1653 520 1727">区 分</th> <th data-bbox="520 1653 699 1727">月～金</th> <th data-bbox="699 1653 898 1727">日曜日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1727 520 1800">優良運転者</td> <td data-bbox="520 1727 699 1800">1日4回</td> <td data-bbox="699 1727 898 1800">1日7回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1800 520 1874">一般運転者</td> <td data-bbox="520 1800 699 1874">1日2回</td> <td data-bbox="699 1800 898 1874">1日7回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1874 520 1948">違反運転者</td> <td data-bbox="520 1874 699 1948">1日4回</td> <td data-bbox="699 1874 898 1948">1日5回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1948 520 2022">初回更新者</td> <td data-bbox="520 1948 699 2022">1日2回</td> <td data-bbox="699 1948 898 2022">1日2回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 2022 520 2085">特定任意</td> <td colspan="2" data-bbox="520 2022 898 2085">年4回</td> </tr> </tbody> </table>	石川県運転免許センター (能美署、白山署鶴来庁舎含む。)		加賀地区	大聖寺署、小松署	中能登地区	羽咋署、七尾署	奥能登地区	輪島署 輪島署穴水庁舎 珠洲署 珠洲署能登庁舎	区 分	月～金	日曜日	優良運転者	1日4回	1日7回	一般運転者	1日2回	1日7回	違反運転者	1日4回	1日5回	初回更新者	1日2回	1日2回	特定任意	年4回		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織表</li> <li>・ 指導員体制表</li> <li>・ 指導員名簿 (所有する運転免許、指導経験期間が記載されていること。)</li> </ul>
石川県運転免許センター (能美署、白山署鶴来庁舎含む。)																											
加賀地区	大聖寺署、小松署																										
中能登地区	羽咋署、七尾署																										
奥能登地区	輪島署 輪島署穴水庁舎 珠洲署 珠洲署能登庁舎																										
区 分	月～金	日曜日																									
優良運転者	1日4回	1日7回																									
一般運転者	1日2回	1日7回																									
違反運転者	1日4回	1日5回																									
初回更新者	1日2回	1日2回																									
特定任意	年4回																										

○ 加賀、中能登地区

区 分	実 施 日
優良運転者	月～金のうち2日
一般運転者	月～金のうち2日

○ 奥能登地区

区 分	実 施 日
優良運転者	月～金のうち1日
一般運転者	月～金のうち1日
違反運転者 初回更新者	別途指定する

○ 能美署及び白山署鶴来庁舎

区 分	実 施 日
優良運転者	月～金のうち1日
一般運転者	月～金のうち1日

上記、講習を実施できること。

(2) 能力

講習指導員は下記の資格及び要件を満たす講習指導員を7人以上確保できること。

(指導員の資格・要件)

ア 講習指導員は、普通自動車免許以上の運転免許を現に受けている者で、人格、知識、経験及び教育能力等において適格性があると認められる者でなければならない。

イ 講習指導員は、交通関係法令及び安全運転講習について必要な知識を有している適任者でなければならない。

・指導員体制表

・指導員名簿

(所有する運転免許、指導経験期間が記載されていること。)